

ホームレス対策について

社会・援護局地域福祉課

ホームレス対策について

○ ホームレス対策の今日に至るまでの主な経緯

- 10年11月 小淵内閣総理大臣が大阪市を視察
- 11年 2月 「ホームレス問題連絡会議」発足（関係省庁、関係自治体で構成）
・中央省庁：内閣官房、厚生省、労働省、建設省、自治省、警察庁
・関係自治体：東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、新宿区
- 5月 「ホームレス問題に対する当面の対応策」公表
- 7月 「ホームレスの自立の支援方策に関する研究会」発足
- 12年 3月 「ホームレスの自立の支援方策について」公表
（社会福祉事業法等一部改正（平成12年6月））
- 13年11月 与党三党による「ホームレス問題に関するワーキングチーム」を設置
- 14年 7月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案」の可決・成立
～8月（平成14年7月31日）、公布及び施行（同年8月7日）（別紙1）
・ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標の明示、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施の位置づけ。
・ホームレスの実態に関する全国調査の実施
・ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の策定
・地方自治体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に則し、実施計画を策定。
- 15年 3月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（15年調査）結果公表
・ホームレス数 25,296人（全都道府県で確認）
・平均年齢 55.9歳（中高年齢層が大半）
・ホームレス化の理由 仕事に伴うものが大半
・行政への要望 仕事関連が3割弱、住居関連が1割弱
・自立希望 働きたい者が5割、今のままでよいという者が1割強
- 7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定・告示
- 19年 4月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（19年調査）結果公表（別紙2）
- 20年 4月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（20年調査）結果公表
- 7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直し（別紙3）
- 21年 3月 「ホームレスの実態に関する全国調査」（21年調査）結果公表（別紙4）
- 4月 「経済危機対策」が決定（政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）
平成21年度補正予算案の国会提出（別紙5）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法概要

第一 目的

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

第二 ホームレスの定義

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

第三 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等

- 一 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標
 - 1 自立の意思があるホームレスに対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 2 ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 3 1及び2のほか、緊急援助、生活保護の実施、ホームレスの人権擁護、地域の生活環境改善及び安全確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 二 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、一の目標に従って総合的に推進されなければならない。

第四 ホームレスの自立への努力、国の責務等

- 一 ホームレスの自立への努力
- 二 国の総合的施策の策定・実施の責務

- 三 地方公共団体の、その実情に応じた施策の策定・実施の責務
- 四 国民の協力

第五 基本方針及び実施計画

一 基本方針の策定

厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならない。

二 実施計画の策定

都道府県及び市町村は、必要に応じて、基本方針に即し、実施計画を策定しなければならない。

第六 財政上の措置等

一 国は、地方公共団体又は民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

二 公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第七 その他

- 一 民間団体の能力の活用
- 二 国及び地方公共団体の連携
- 三 全国調査

第八 施行期日等

- 一 公布の日から施行
- 二 施行から十年後に失効
- 三 施行から五年後を目途として、この法律の規定について検討

ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス

〔 25,296人(15年1月)
⇒ 15,759人(21年1月)
▲9,537人 〕

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)

〔 事業内容:巡回相談による相談活動の実施
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

福祉事務所(生活保護等)
＜福祉的対応による自立＞

緊急一時宿泊事業(シェルター)

〔 事業内容:緊急一時的な宿泊場所の提供
実施者 :自治体の委託を受けたNPO法人等 〕

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 生活相談指導員による基本的な相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

【実施自治体数】(21年3月現在)
全国で9自治体、24施設、定員2,032人

就業機会の確保(ハローワークとの連携)

- ・きめ細かな職業相談
- ・免許・資格を取得するための技能講習
- ・一定期間の試行雇用 等

就労による

安定した居住の場所の確保

- ・公営住宅の単身入居等
- ・低廉な家賃の住宅の情報提供
- ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等

自 立

厚生労働省の平成21年度ホームレス対策予算の概要

	平成20年度予算額		平成21年度予算額
ホームレス対策予算	3,098百万円	→	3,090百万円

I 就業機会の確保 989百万円 → 981百万円

1 自立の支援等に関する就労支援ナビゲーター等の配置 111百万円 → 161百万円 (旧称：自立の支援等に関する職業相談員の配置)

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に、主任就労支援ナビゲーター及び就労支援ナビゲーターを配置し、ホームレス等に対し、きめ細かな職業相談や求人情報の提供、心理的サポート、職業定着指導等を行う。

○主任就労支援ナビゲーター：20人

○就労支援ナビゲーター：37人

2 自立の支援等に関する就業開拓推進員の配置 35百万円 → 31百万円

自立支援センター設置地域の公共職業安定所に就業開拓推進員を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行う。また、事業主に対する啓発活動を行う。

○就業開拓推進員：12人

3 日雇労働者等技能講習事業 509百万円 → 469百万円

日雇労働者及びホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施し、就労機会の確保を図る。

○ホームレス：1,584人

○日雇労働者：1,590人

4 ホームレス等試行雇用事業 18百万円 → 14百万円

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用への移行を希望する日雇労働者を対象に、事業所における一定期間の試行雇用（試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給）により、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる。

○ホームレス：116人

○日雇労働者：20人

5 ホームレス等就業支援事業 317百万円 → 306百万円

就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために、就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や職場体験講習を実施する。

○実施地域：4地域

II 自立支援事業等の実施

(6～10 セーフティネット支援対策等事業費補助金
19,500百万円の内数(2,104百万円) → 21,000百万円の内数(2,104百万円))

6 ホームレス総合相談推進事業

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行う。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施する。

○実施カ所数： 協議会 18カ所
巡回相談 20チーム

7 ホームレス自立支援事業

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う。

○実施カ所数： 22カ所

8 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供する。

○実施カ所数： 10カ所（3,100人分）

9 ホームレス能力活用推進事業

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を行う。

○実施カ所数： 10カ所

III 保健衛生の向上

10 ホームレス衛生改善事業

劣悪な衛生環境におかれているホームレスの実態に鑑み、入浴や散髪等のサービスを提供することにより、衛生状態を改善し、併せて生活面や健康面等の相談を行い、必要な施策につなげる。

○実施カ所数： 10カ所

11 ホームレス保健サービス支援事業

5百万円 → 5百万円

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所等の窓口や巡回による血圧測定、尿・血液検査、健康相談及び健康情報の提供等を行う。

○実施カ所数： 18カ所

生活実態調査の概要 (平成19年1月実施)

年齢の状況

- 平均年齢 57.5歳(55.9歳) 15年調査より1.6歳上昇
- 年齢階層
 - ・ 40～49歳 10.6%(14.7%)
 - ・ 50～54歳 15.9%(22.0%)
 - ・ 55～59歳 26.8%(23.4%)
 - ・ 60～64歳 21.2%(20.3%)

路上での生活

1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は84.4%(84.1%)
- 生活場所
 - ・ 公園 35.9%(48.9%)
 - ・ 河川敷 31.8%(17.5%)
 - ・ 道路 11.1%(12.6%)

2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
 - ・ 「10年以上」 15.6%(6.7%)
 - ・ 「5年以上10年未満」 25.8%(17.3%)
 - ・ 「3年以上5年未満」 18.9%(19.7%)
 - ・ 「1年以上3年未満」 16.8%(25.6%)
- 「5年以上」の者が41.4%(24.0%)となっている

3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は70.4%(64.7%)
 - 主な内訳は「廃品回収」が75.5%(73.3%)と最も多い
- 仕事による収入月額
 - ・ 「1～3万円未満」 29.8%(35.2%)
 - ・ 「3～5万円未満」 25.1%(18.9%)
 - ・ 「5～10万円未満」 21.5%(13.5%)
- 仕事をしている者の平均収入は、約4万円

路上生活までのいきさつ

1 路上生活の直前の職業と雇用形態

○ 職業

- ・「建設作業従事者」(土木工、現場片付け等) 29.5%(34.2%)
- ・「建設技能従事者」(大工、配管工等) 18.3%(19.9%)
- ・「生産工程・製造作業員」 12.2%(10.3%)

→ 建設業関係者が約5割を占める

○ 雇用形態

- ・「常勤職員・従事者(正社員)」 43.2%(39.8%)
- ・「日雇」 26.2%(36.1%)

2 路上生活に至った理由

- ・「仕事が減った」 31.4%(35.6%)
- ・「倒産・失業」 26.6%(32.9%)
- ・「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」 21.0%(18.8%)

健康状態

- 身体の不調を訴えている者 50.2%(48.4%)
- このうち治療等を受けていない者 65.8%(68.4%)

福祉制度

- 「巡回相談員に会ったことがある者」 62.3%
- 「会ったことがあり相談した者」 35.9%
- 「シェルターを知っている者」 61.9%
- 「知っており利用したことがある者」 13.1%
- 「自立支援センターを知っている者」 66.3%
- 「知っており利用したことがある者」 9.1%
- 「生活保護を受給したことがある者」 24.3%(24.5%)

自立について

- 今後どのような生活を望むか
 - ・「きちんと就職して働きたい」という者 35.9%(49.7%)
 - ・「今のままでいい」という者 18.4%(13.1%)
- 求職活動状況
 - ・「求職活動をしている」者 19.6%(32.0%)
 - ・「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」という者 59.8%(42.0%)

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」のポイント

平成20年7月

1 基本的な考え方

- ホームレスの高齢化や野宿生活の長期化等の状況を踏まえた総合的かつきめ細やかな施策を実施
- ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援
- 地方公共団体はホームレス数に応じた適切な施策を実施

2 ホームレス対策の主な推進方策

1) 就業機会の確保

- 求人開拓、求人情報の収集提供
- 職業相談等の実施
- 試行雇用事業等による職場適用促進
- 技能講習や職業訓練

2) 安定した居住場所の確保

- 公営住宅の単身入居等
- 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供
- 民間の保証会社等に関する情報の提供

3) 保健医療の確保

- 保健所等による健康相談、保健指導の実施
- 効果的な結核対策の推進
- 医療機関での受診機会の確保

4) 生活相談指導

- 総合的な相談・指導体制の確立
- 民間と連携した街頭相談の実施
- 心のケアの実施
- 洪水時等の災害時に備えた平常時からの公共施設管理者と福祉部局の連携

5) 自立支援事業等

- 自立支援センターによる、生活指導・職業相談
- 民間賃貸住宅など社会資源を有効活用した支援の実施
- 類型別のきめ細やかな施策

6) 緊急援助・生活保護

- 個人の状況に応じた適切な保護の実施
- 自立支援の実施

3 基本方針のフォローアップ

- 5年経過後（平成25年7月）見直し（実態調査→評価・意見聴取→見直し）

ホームレスの実態に関する全国調査 (概数調査) 結果

調査概要

1. 調査目的

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 105 号) 及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (平成 15 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号) に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とする。

2. 調査客体

法第 2 条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」

3. 調査方法

- ・全市区町村における巡回による目視調査

4. 調査実施時期

平成 2 1 年 1 月

5. 調査事項

- ・男女別ホームレス数
- ・起居場所別ホームレス数 (「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の 5 区分に分類)

調査結果

1. 全国のホームレス数

平成 21 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）（以下「21 年調査」という。）は、平成 20 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（以下「20 年調査」という。）と同様の調査方法により全ての市区町村において実施した。

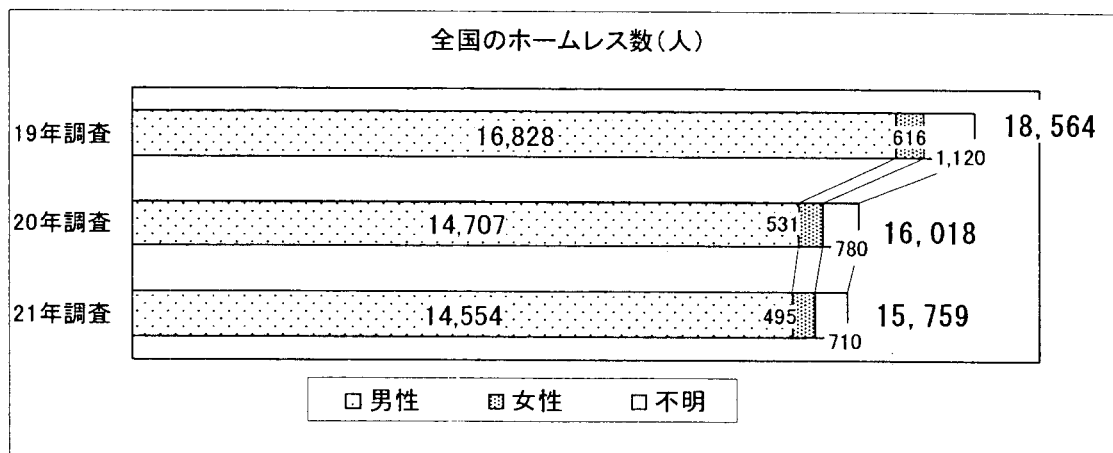
調査の結果、ホームレスが確認された自治体は、全 1,804 市区町村のうち 504 市区町村（20 年調査では 1,820 市区町村のうち 503 市区町村）であった。

全国のホームレス数（表 1）は合計 15,759 人であり、うち男性が 14,554 人、女性が 495 人、不明が 710 人となっている。（目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている。）

増減については、20 年調査と比較すると、259 人（1.6%）減少した。

表 1 全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増△減
19年調査	16,828	616	1,120	18,564	△6,732(△26.6%)
20年調査	14,707	531	780	16,018	△2,546(△13.7%)
21年調査	14,554	495	710	15,759	△ 259(△ 1.6%)



2. 都道府県別のホームレス数

各都道府県の状況（表 2）については、全ての都道府県でホームレスが確認され、20 年調査と比較すると、47 都道府県のうち 25 都道府県が減少、19 県が増加、3 県が増減なしであった。

また、減少数の多い順に東京都 368 人減、京都府 48 人減、兵庫県 42 人減であり、増加数の多い順に福岡県 155 人増、神奈川県 84 人増、愛知県 78 人増となっている。

なお、ホームレス数が最も多かったのは大阪府で 4,302 人、次いで東京都が 3,428 人であり、この両都府の合計で全国のホームレス数の約半数を占めている。一方、最も少なかったのは鳥取県で 3 人であった。

表2 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成21年調査				20年 調査	21-20 増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年 調査	15年 調査
北海道	95	6	23	124	145	△ 21	161	142
青森県	4	0	4	8	2	6	7	16
岩手県	20	1	0	21	23	△ 2	32	18
宮城県	126	9	5	140	110	30	144	222
秋田県	14	1	0	15	10	5	8	13
山形県	16	2	0	18	7	11	11	24
福島県	19	1	0	20	27	△ 7	15	43
茨城県	57	5	0	62	86	△ 24	78	130
栃木県	68	4	2	74	81	△ 7	79	134
群馬県	94	4	0	98	97	1	96	87
埼玉県	578	17	27	622	597	25	781	829
千葉県	463	23	17	503	524	△ 21	594	668
東京都	3,344	84	0	3,428	3,796	△ 368	4,690	6,361
神奈川県	1,730	43	31	1,804	1,720	84	2,020	1,928
新潟県	33	5	1	39	38	1	51	74
富山県	31	1	0	32	23	9	29	24
石川県	23	1	0	24	21	3	18	22
福井県	27	1	0	28	32	△ 4	41	24
山梨県	24	2	12	38	41	△ 3	42	51
長野県	11	2	0	13	13	0	29	37
岐阜県	61	12	1	74	67	7	59	86
静岡県	265	8	24	297	315	△ 18	370	465
愛知県	735	26	168	929	851	78	1,023	2,121
三重県	52	1	8	61	68	△ 7	61	46
滋賀県	11	1	6	18	20	△ 2	32	57
京都府	305	16	32	353	401	△ 48	407	660
大阪府	4,024	87	191	4,302	4,333	△ 31	4,911	7,757
兵庫県	472	16	45	533	575	△ 42	627	947
奈良県	14	0	0	14	19	△ 5	22	14
和歌山県	49	3	4	56	74	△ 18	70	90
鳥取県	3	0	0	3	3	0	6	13
島根県	4	0	0	4	4	0	7	4
岡山県	63	5	7	75	67	8	85	65
広島県	148	6	0	154	138	16	153	231
山口県	10	1	0	11	21	△ 10	23	33
徳島県	7	0	1	8	13	△ 5	33	14
香川県	27	0	0	27	24	3	34	46
愛媛県	35	3	0	38	40	△ 2	25	85
高知県	13	1	0	14	24	△ 10	23	23
福岡県	1,093	69	75	1,237	1,082	155	1,177	1,187
佐賀県	37	1	1	39	43	△ 4	41	41
長崎県	13	0	0	13	11	2	30	41
熊本県	56	7	10	73	111	△ 38	110	124
大分県	32	4	2	38	35	3	45	39
宮崎県	29	2	0	31	27	4	35	22
鹿児島県	51	2	4	57	59	△ 2	62	80
沖縄県	168	12	9	189	200	△ 11	167	158
合計	14,554	495	710	15,759	16,018	△ 259	18,564	25,296

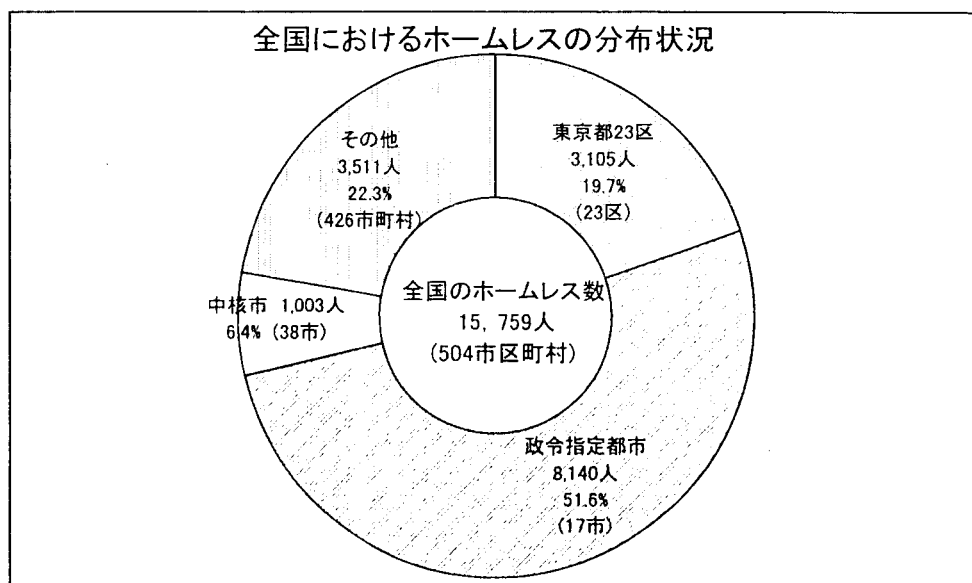
3. 東京都23区及び政令指定都市別のホームレス数

東京都23区及び政令指定都市の状況（表3）については、合計が11,245人であり、全国のホームレス数の約7割を占めている。20年調査と比較すると10人(0.09%)減少した。

各市区別の増減については、減少数の多い順に東京都23区331人減、京都市48人減、千葉市19人減であり、増加数の多い順に福岡市187人増、大阪市77人増、川崎市56人増であった。

表3 東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	21年調査				20年調査	21-20増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年調査	15年調査
東京都23区	3,030	75	0	3,105	3,436	△331	4,213	5,927
札幌市	73	3	23	99	109	△10	132	88
仙台市	113	9	2	124	100	24	132	203
さいたま市	104	3	13	120	121	△1	179	221
千葉市	69	1	2	72	91	△19	103	126
横浜市	685	12	0	697	649	48	661	470
川崎市	659	19	13	691	635	56	848	829
新潟市	18	5	1	24	23	1	40	53
静岡市	43	2	11	56	61	△5	88	137
浜松市	81	1	3	85	100	△15	115	140
名古屋市	459	16	166	641	608	33	741	1,788
京都市	289	15	31	335	383	△48	387	624
大阪市	3,473	68	183	3,724	3,647	77	4,069	6,603
堺市	85	5	2	92	96	△4	133	280
神戸市	145	5	1	151	149	2	135	323
広島市	107	4	0	111	103	8	115	156
北九州市	127	16	6	149	162	△13	249	421
福岡市	855	46	68	969	782	187	784	607
合計	10,415	305	525	11,245	11,255	△10	13,124	18,996



4. 中核市別のホームレス数

中核市の状況（表4）については、合計が1,003人であり、全国のホームレス数の6.4%を占めている。20年調査と比較すると105人(9.5%)減少した。各市別の増減については、減少数の多い順に熊本市39人減、和歌山市18人減、東大阪市14人減であり、増加数の多い順に岡崎市19人増、西宮市7人増、宮崎市6人増であった。

表4 中核市別のホームレス数

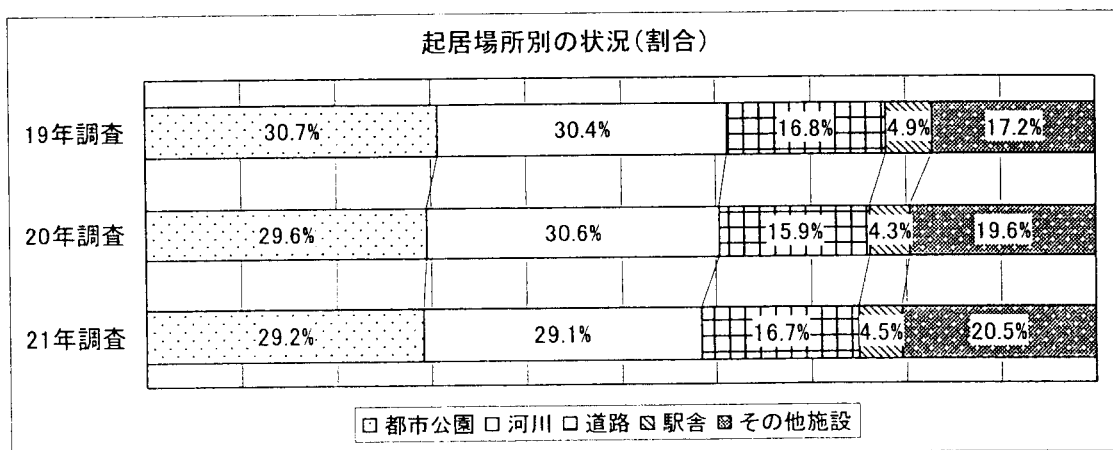
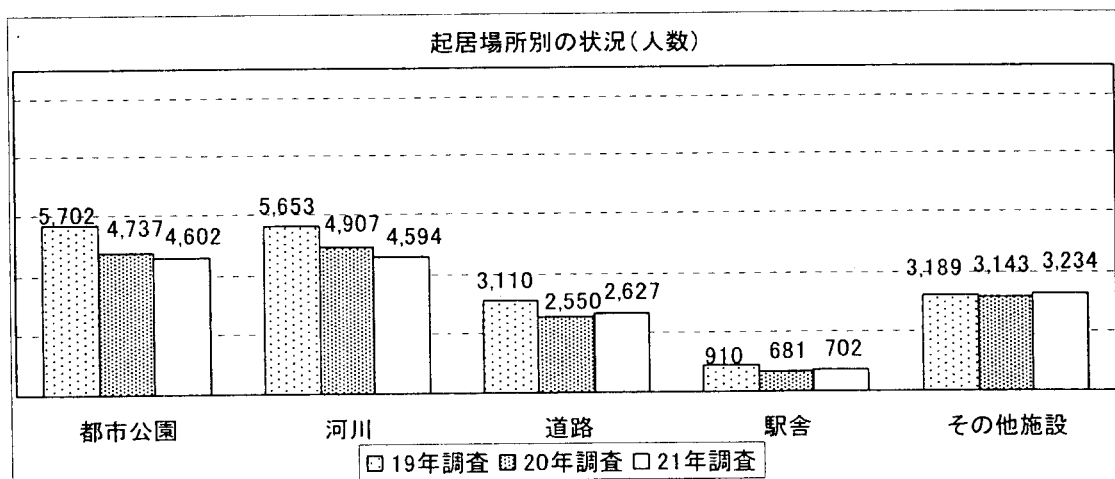
自治体名	21年調査				20年調査	21-20増△減	(参考)	
	男	女	不明	計			19年調査	15年調査
旭川市	4	0	0	4	13	△9	10	21
函館市	10	2	0	12	13	△1	7	25
青森市	2	0	0	2	1	1	3	2
盛岡市	13	0	0	13	15	△2	23	12
秋田市	13	1	0	14	9	5	7	11
郡山市	7	0	0	7	4	3	2	8
いわき市	1	0	0	1	2	△1	1	5
宇都宮市	40	1	0	41	42	△1	38	69
川越市	18	0	3	21	28	△7	39	29
船橋市	54	1	0	55	52	3	57	82
柏市	19	0	0	19	22	△3	39	45
横須賀市	7	0	0	7	12	△5	26	44
相模原市	16	1	11	28	29	△1	32	45
富山市	16	1	0	17	16	1	15	19
金沢市	21	1	0	22	19	3	16	22
長野市	6	2	0	8	7	1	5	18
岐阜市	28	5	0	33	42	△9	41	44
豊橋市	53	4	0	57	55	2	59	58
岡崎市	32	1	0	33	14	19	20	23
豊田市	16	0	0	16	16	0	12	12
高槻市	13	0	0	13	20	△7	19	41
東大阪市	60	1	0	61	75	△14	89	90
姫路市	16	1	21	38	46	△8	51	57
西宮市	80	3	5	88	81	7	91	130
奈良市	11	0	0	11	14	△3	19	7
和歌山市	43	3	4	50	68	△18	58	75
岡山市	43	2	1	46	53	△7	60	38
倉敷市	11	2	1	14	9	5	18	15
福山市	25	1	0	26	24	2	27	51
下関市	0	0	0	0	0	0	1	5
高松市	16	0	0	16	16	0	16	23
松山市	24	1	0	25	31	△6	14	73
高知市	7	1	0	8	21	△13	19	22
久留米市	53	4	0	57	62	△5	49	58
長崎市	9	0	0	9	6	3	14	15
熊本市	38	3	10	51	90	△39	94	104
大分市	19	3	1	23	20	3	29	12
宮崎市	22	2	0	24	18	6	19	15
鹿児島市	29	0	4	33	43	△10	44	66
合計	895	47	61	1,003	1,108	△105	1,183	1,491

5. 起居場所別のホームレス数

起居場所別の状況(表5)については、都市公園、河川で減少したが、道路、駅舎、その他施設では増加している。起居場所別の割合に大きな変化は見られなかった。

表5 起居場所別の状況

	21年調査 人数(割合)	20年調査 人数(割合)	21-20 増△減	19年調査 人数(割合)	15年調査 人数(割合)
都市公園	4,602 (29.2%)	4,737 (29.6%)	△ 135 (△ 2.8%)	5,702 (30.7%)	10,310 (40.8%)
河川	4,594 (29.1%)	4,907 (30.6%)	△ 313 (△ 6.4%)	5,653 (30.4%)	5,906 (23.3%)
道路	2,627 (16.7%)	2,550 (15.9%)	77 (3.0%)	3,110 (16.8%)	4,360 (17.2%)
駅舎	702 (4.5%)	681 (4.3%)	21 (3.1%)	910 (4.9%)	1,254 (5.0%)
その他施設	3,234 (20.5%)	3,143 (19.6%)	91 (2.9%)	3,189 (17.2%)	3,466 (13.7%)
合計	15,759 (100.0%)	16,018 (100.0%)	△ 259 (△ 1.6%)	18,564 (100.0%)	25,296 (100.0%)



ホームレス対策事業の拡充について

目的

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレス等の増加に対応するため、次のとおりホームレス対策事業の拡充を行う。

内容

ホームレス緊急一時宿泊事業の拡充

- 旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる事業の実施を可能とする。

➡ 地方自治体において緊急かつ柔軟な対応が図られる。

- 旅館・社員寮等の借り上げに係る国庫補助の算定について、
現行の緊急一時宿泊事業の国庫補助基準額に、利用人員毎の基準額を新たに設定する。

【基準額】 利用者1人1日当たり約3,000円(食費込)

ホームレス総合相談推進事業の充実

- 巡回相談員を増員し、
 - ① 借り上げ方式による緊急一時宿泊施設の利用者に対して巡回相談等を実施する。
 - ② 就労が定着できるよう、就労自立後においても継続的な訪問等による相談支援を実施する。

留意事項

- 当面、平成21年度の緊急措置とする。また、既存のホームレス対策事業についても特例として国の負担(補助率10/10)で実施する。

生活福祉資金貸付事業の見直しについて

現下の厳しい雇用失業情勢の中、今後、失業者、低所得者が急増することが見込まれ、これらの者に対するセーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者等に対する効果的な支援を実施できるよう、抜本的な見直しを行う。

(参考)生活福祉資金貸付事業について

- 低所得者、高齢者、障害者等に対して、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な援助指導を行う事業
- 実施主体：都道府県社会福祉協議会(窓口は市町村社会福祉協議会)

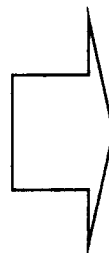
1 資金種類等の整理・統合

- 現行の資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を行う。(別紙1参照)
(現行)10種類 → (見直し後)4種類
- 生活に困窮している者に対し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行う総合支援資金(仮称)を創設することにより、生活の立て直しを支援する。(別紙2参照)

(別紙1)見直し後の資金種類について

【現行】

資金種類	限度額
1 更生資金(年3%)	
生業費(低所得世帯)	280万円
生業費(障害者世帯)	460万円
技能習得費(低所得世帯)	110万円
技能習得費(障害者世帯)	130万円
2 福祉資金(年3%)	
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円
障害者等福祉用具購入費	120万円→170万円
障害者自動車購入費	200万円→250万円
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円
3 修学資金(無利子)	
修学費	高校 月3.5万円 短大・高専 月6万円 大学 月6.5万円
就学支度費	50万円
4 療養・介護等資金(無利子)	170万円
5 緊急小口資金(年3%)	10万円
6 災害援護資金(年3%)	150万円
7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円
8 長期生活支援資金(長プラ)	月30万円
9 要保護世帯向け長期生活支援資金(長プラ)	生活扶助額の1.5倍
10 自立支援対応資金(年3%)	月10万円



【見直し案】

資金種類	限度額
1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)	
生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(複数)月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費 ※ 敷金、礼金等	40万円以内
一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内
2 福祉資金	
福祉費	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
3 教育支援資金(仮称)	
教育支援費(仮称)	月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金(仮称)	
(一般世帯向け)	月30万円以内
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍

総合支援資金(仮称)の概要

貸付対象者

- 生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 低所得者世帯(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

貸付内容

- 継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)とセットで以下の資金を貸付
 - 1 生活支援費(20万円以内/月) ※単身世帯の場合は、15万円以内/月
※ 生活再建までの間に必要な生活費(最長1年間)
 - 2 住宅入居費(40万円以内)
※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
 - 3 一時生活再建費(60万円以内)
※ 就職活動費、技能習得費、滞納の一時立て替え(家賃、公共料金等)、債務整理弁護士費用 等

貸付条件

- 連帯保証人:原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付可能
- 利子 :連帯保証人を確保した場合は無利子
連帯保証人を確保できない場合は年1.5%
- 据置期間 :最終貸付の日から6月以内
- 償還期間 :据置期間経過後20年以内
- その他 :関係機関と連携し、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)を実施

2 連帯保証人要件の緩和

○ 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする。

※ 教育支援資金(仮称)(現行の修学資金)及び不動産担保型生活資金(仮称)(現行の長期生活支援資金)については、現行の取扱いのとおり

3 貸付利子の引き下げ

○ 失業や減収等により生活が困窮している者の借り入れに伴う負担を軽減し、本貸付事業の利用の促進を図るため、利子について、現行の年3%から引き下げを行う。

- ・ 連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・ 連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に引き下げ

※ 緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子

※ 教育支援資金(仮称)(現行の修学資金)及び不動産担保型生活資金(仮称)(現行の長期生活支援資金)については、現行の取扱いのとおり

臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者等に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資、住宅手当等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

貸付対象者

- 住居のない離職者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、当該給付等の開始までの生活に困窮しているもの
 - ② 金融機関の口座を有していること

貸付内容・条件

貸付限度額： 10万円以内

連帯保証人： 不要

利 子： 無利子

償 還： 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還